

調査事項の変更・廃止について

総務省統計局

「従業上の地位」における正規・非正規雇用の実態の把握

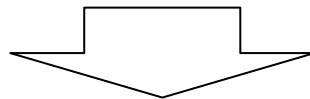
我が国では、産業構造の変化や就業形態の多様化の中で、若年層の非正規雇用の拡大への対応や中高年齢者の定年後の再雇用など、雇用をめぐる様々な課題が生じている。雇用に関する諸施策を推進する上で、正規・非正規雇用などの就業者の実態を正確に把握することが必要である。

このための調査事項として、従来から、雇用者や自営業主などの「従業上の地位」を把握している。このうち、雇用者については、「常雇」と「臨時雇」の二区分を把握していたが、派遣労働者を始めとする非正規雇用の実態を的確に把握するためには、これに代えて、他の雇用統計において定着してきた区分である「正規の職員・従業員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト」などの区分とすることが適当と考える。

なお、派遣労働者については、調査事項「勤め先の名称及び事業の内容」において派遣先の状況の記入を求めることにより、派遣先の各産業に従事している派遣労働者の人数を併せて把握することが可能となり、これらにより、派遣元ベースと派遣先ベースの双方の産業構造を明らかにすることが可能となる。

(現行)

勤めか 自営かの別	雇われている人			
	常雇	臨時雇	会社などの役員	
・臨時雇とは 日々又は1年以内の期間を定めて雇われている場合をいいます	○	○	○	
・自営業主とは 個人で事業を経営している人(農家などを含む)や自由業の人をいいます	自営業主 雇人あり	雇人なし	家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)
	○	○	○	○



(改正案)

12 勤めか 自営かの別	雇われている人			
	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	会社などの役員
・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます	○	○	○	○
・パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます				
・自営業主とは 個人で事業を経営している人(農家などを含む)や自由業の人をいいます	自営業主 雇人あり	雇人なし	家族従業者	家庭内の賃仕事(内職)
	○	○	○	○

「5年前の常住地」における5歳未満の子供の出生地の把握

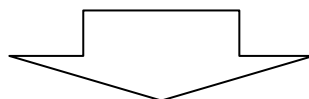
人口減少社会に転じた我が国においては、地域別の将来人口の推計精度を更に高めることが求められている。これに対応するためには、人口移動に関する統計が必要であり、国勢調査においては「5年前の住居の所在地」を把握している。

この調査事項においては、これまで、5年前には存在しなかった5歳未満の子供については把握されてこなかった。

このため、地域別の将来人口のより正確な推計に資するよう、平成22年国勢調査においては、5歳未満の子供については出生地を把握することとし、将来人口推計の基礎データとして必要な統計を提供することとする。

(現行)

<p>5年前(平成 年10月1日)にはどこに住んでいましたか</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 年10月1日以後に生まれた人及び現在の場所に5年以上住んでいる人については記入する必要はありません 他の市区町村の場合は その都道府県・市区町村名(13大都市の場合は区名まで)も書いてください 13大都市とは 東京都区部と札幌・仙台・千葉・横浜・川崎・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・北九州・福岡の各市をいいます 	<p>現在と同じ場所 ○</p> <p>同じ市区町村内の他の場所 ○</p> <p>他の市区町村 ○</p> <p>外国 ○</p> <p>(所在地を記入)</p> <p>↓</p> <p>都道府県</p> <p>市郡支庁</p> <p>区町村</p>
---	--



(改正案)

<p>7 5年前(平成 年10月1日)にはどこに住んでいましたか</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の場所に5年以上住んでいる人については記入する必要はありません 5年前に同じ市内の他の区に住んでいた場合は 他の区・市町村に記入してください 他の区・市町村の場合はその都道府県・市区町村名(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)も書いてください 平成 年10月1日より後に生まれた人は 出生当時 住んでいた場所を記入してください 	<p>現在と同じ場所 ○</p> <p>同じ区・市町村内の他の場所 ○</p> <p>他の区・市町村 ○</p> <p>外国 ○</p> <p>(所在地を左つめて記入)</p> <p>↓</p> <p>都道府県</p> <p>市郡支庁</p> <p>区町村</p>
---	--

「家計の収入の種類」の廃止

「家計の収入の種類」は、昭和35年国勢調査において、世帯の収入源の多様化に伴う集計の充実を図るために追加されたものである。しかし、現在では、家計調査、全国消費実態調査、就業構造基本調査など、世帯の収入や個人の仕事からの収入などを把握する統計が十分に整備されてきている。これらの統計によれば、高齢者の生活実態の分析など、収入に関連する様々な目的の分析が可能である。

このような中で、近年、この調査事項の利用状況は、他の調査事項と比べて低下しており、全数調査でこの調査事項を把握する必要性は乏しくなっているものと考ええる。

また、この調査事項については、「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高くなっており、世帯の忌避感が他の回答に対して影響を及ぼすおそれもある。

このようなことから、平成22年国勢調査では、「家計の収入の種類」を廃止することとする。

(現 行)

家計の収入の種類 ・生計を維持するための世帯全体の 収入の種類について記入してください	賃金・給料	事業収入		内職収入	恩給・年金	仕送り	その他の収入
		農業収入	その他の事業収入				
・主なものを一つだけ記入 →	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・主なもの以外で該当するものすべてに記入 →	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「就業時間」の廃止

「就業時間」は、正規・非正規雇用等の実態を的確に把握するため、平成12年国勢調査で追加されたものである。当時、統計調査において正規・非正規雇用の実態の把握について確立された方法がなかったことから、従業上の地位の「雇用者」を「常雇」と「臨時雇」の2区分にした上で、新たに「就業時間」を追加し、これらを組み合わせて活用することにより、正規・非正規雇用等の実態を把握することとしたものである。

正規・非正規雇用等の実態の把握方法については、その後、多くの統計調査において、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」などの呼称を中心とする区分による方法が定着してきた。


平成22年国勢調査においては、正規・非正規雇用等の実態をさらに的確に把握するため、従業上の地位の「雇用者」の区分について、「常雇」、「臨時雇」に代え、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」など、多くの統計調査において定着してきた区分に変更することとし、これに伴い、組み合わせて活用されていた「就業時間」も廃止することとしたものである。

また、「就業時間」については、個人・世帯を対象とする労働力調査や就業構造基本調査に加え、事業所・企業を対象とする毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査など多くの統計調査において把握されており、大規模統計調査の結果を含め統計情報の代替性が十分に確保されていると考えられる。

実際、各府省及び地方公共団体に対し、各調査事項の利用状況を照会したところ、就業時間については、「国民経済計算で全国ベースの就業時間を使用」(内閣府)などの回答があったが、全国ベースの就業時間などであれば、他の複数の統計調査でも把握していることから、国勢調査から就業時間を削除しても問題ないと判断したところである。

さらに、平成22年国勢調査においては、調査票の郵送提出方式の導入に伴い、調査票の規格を小型のものに変更しており、このような調査票紙面の制約からも、利用実態や統計情報の代替性を踏まえた対応が必要である。

(現行)

1週間に仕事をした時間	
・ 9月24日から30日までの1週間に 実際に仕事(副業・内職などを含む) をした時間の合計を書いてください	 時間 (30分以上は切り上げ) (30分未満は切り捨て)

「住宅の床面積」の実数記入方式から選択肢方式への変更

国勢調査は、諸外国では「人口・住宅センサス(Population and Housing Census)」と呼ばれることもあるように、住居の実態を把握することも重要な目的の一つである。このため、我が国の国勢調査でも、昭和25年から、住宅の広さを表す尺度として「居住室の畳数」を把握しており、その後、平成2年国勢調査からは「住宅の床面積の合計」を把握してきた。

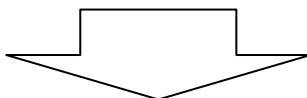
しかし、報告者が住宅の床面積の合計平方メートルを下一桁まで正確に回答することは必ずしも容易ではなく、この調査事項を回答しづらいと感じる世帯の割合は高いものとなっている。

このため、平成22年国勢調査では、「住宅の床面積の合計」を実数記入の方式から選択肢方式に変更することとする。

なお、選択肢は、利用ニーズに考慮した詳細な区分とする。

(現行)

住宅の床面積の合計 (延べ面積)	
・住宅の床面積の合計(居住室の床面積のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどを含む)を書いてください	(小数点以下は四捨五入) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 平方メートル <small>千 百 十 一</small>
・営業用の部分及び他の世帯が使っている部分は除いてください	又は <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 坪 <small>千 百 十 一</small>



(改正案)

(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)	20㎡未満	20~30㎡未満	30~40㎡未満	40~50㎡未満	50~60㎡未満	60~70㎡未満	70~80㎡未満
・住宅の床面積の合計(居住室の床面積のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどを含む)を記入してください	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・営業用の部分及び他の世帯が使っている部分は除いてください	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	80~90㎡	90~100㎡	100~120㎡	120~150㎡	150~200㎡	200~250㎡	250㎡以上

平成 22 年国勢調査の調査事項については、「人口・世帯の基本となる統計」、「ニーズへの対応」、「正確性の確保」及び「国民負担への配慮」の各視点からの検討を踏まえて選定した。

人口・世帯の基本となる統計

人口・世帯の基本となる統計を提供するものであること。

ニーズへの対応

1 政策・研究等の利用ニーズ

政策や研究などにおいて、当該調査事項に対する具体的な要望があり、結果利用が想定されること。

2 小地域統計の必要性

全市区町村又は市区町村より小さい地域の表章が求められていること。

3 代替統計情報の入手手段の有無

当該事項から得られる統計情報が、他の統計や行政情報から得ることができないこと。

4 データの継続性

過去から長期間にわたり継続して調査されてきており、相当のデータの蓄積がなされていること。

5 法定利用

法令において当該事項の利用が規定されていること。

正確性の確保

1 統計の正確性

当該調査事項の説明文が簡潔で、なおかつ記憶に頼るような回答を要求せず、質問の趣旨に沿った回答が得られること。

2 統計の客観性

記入者の主観や意見でなく客観的な回答が得られること。

国民負担への配慮

1 記入者の心理的負担

記入に対する心理的な抵抗感が過度に大きくないこと。

2 記入者の物理的負担

回答する分量、労力及び時間が多大でないこと。

3 費用

調査票の印刷費や実査・集計にかかる人件費などのコストが過度に大きくないこと。

4 実査・集計上の負担

実査及び集計における事務量や処理時間が過度に大きくないこと。

その他

国連勧告への適合、母集団情報としての必要性等